

告示

埼玉県選管告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、川口市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年十二月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
川口市立 東スポーツセンター	埼玉県川口市東領家 二丁目二十七番一号	川口市 教育委員会	七百人
川口市立 西スポーツセンター	埼玉県川口市川口六 丁目九番二十九号	川口市 教育委員会	六百人
川口市立 北スポーツセンター	埼玉県川口市大字道 合三百九十番地	川口市 教育委員会	六百人
川口市立 新郷スポーツセンター	埼玉県川口市大字東 本郷八十番地	川口市 教育委員会	六百人
川口市立 芝スポーツセンター	埼玉県川口市芝高木 二丁目十二番五十二号	川口市 教育委員会	千百人
川口市立 安行スポーツセンター	埼玉県川口市大字安 行領家八百八十番地	川口市 教育委員会	四百人
川口市立 戸塚スポーツセンター	埼玉県川口市戸塚南 三丁目二十二番一号	川口市 教育委員会	七百人
川口市立 鳩ヶ谷スポーツセンター	埼玉県川口市三ツ和 三丁目二十一番一号	川口市 教育委員会	三百人